○国土交通省告示第七百九十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年七月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3182号	シー・アンカー（漁船用）	パラアンカーK－5型	株式会社ニットー	張索集結金具の変更

○国土交通省告示第七百九十一号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年八月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一の1（一般会計）の表の目の欄中、「災害査定用設計委託費補助及び」、「第十号及び」及び「下水道及び」を削る。

一の1（東日本大震災復興特別会計）の表の目の欄中、「地域再生基盤強化交付金（港整備交付金を除く。）」を削り、「住宅施設災害復旧事業費補助」の次に「防災対策推進社会資本整備総合交付金（港湾関係の事業を除く。）」を加える。

一の3（一般会計）の表の目の欄中、「防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金」の次に「及び耐震対策緊急促進事業補助金」を加える。

一の3（東日本大震災復興特別会計）の表を削る。

二の14のうち、「に規定する予算科目並びに」の次に「水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成二十四年三月十五日国水総第四八四号国土交通省水管理・国土保全局長通知）四、市町村等事業の取扱い、」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○関東地方整備局告示第三百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	厚木市関口字御嶽下七〇一番一から同市山際字南海道一七二八番四三〇まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月八日

○関東地方整備局告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　青梅都市計画道路事業三・四・一号多摩川南岸線

三　事業施行期間　自平成二十五年八月八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都青梅市駒木町一丁目、駒木町三丁目及び畑中一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　青梅都市計画道路事業三・四・一号多摩川南岸線

三　事業施行期間　自平成二十五年八月八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都青梅市駒木町一丁目、駒木町三丁目及び畑中一丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字厚賀町二四〇番五三から同町字厚賀町二四〇番一まで	前	四七・六一～九八・〇〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	四七・六一～九八・五三メートル	〇・一〇〇キロメートル

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字鈴川三〇八番五地内	前	三三・〇一～三五・二五メートル	〇・〇〇四キロメートル
	後	三三・五六～三五・二五メートル	〇・〇〇四キロメートル
紋別市渚滑町三丁目一六番七地先から同市渚滑町三丁目四二番一〇地先まで	前	一六・〇〇～三四・〇〇メートル	〇・〇〇五キロメートル
	後	一六・〇〇～三四・〇〇メートル	〇・〇〇五キロメートル

三　(一)　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

(二)　道路の種類　一般国道

(三)　路線名　二百七十六号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字鈴川三〇八番五地内	前	三三・〇一～三五・二五メートル	〇・〇〇四キロメートル
	後	三三・五六～三五・二五メートル	〇・〇〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月八日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十八号	北海道松前郡松前町字茂草一八〇番地内	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道檜山郡上ノ国町字大安在八四番九地先から同町字大安在二九番四地先まで	〃
二百三十八号	北海道宗谷郡猿払村浜猿払一〇七一番三地先から同村浜猿払四八二番一地先まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年八月八日